

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づく
略式代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づき、令和 7 年 5 月 28 日付けで、特定空家等の除却を行うよう公告しましたが、措置の期限である令和 7 年 8 月 8 日までに必要となる措置が行われなかったため、市が略式代執行を行います。

略式代執行の実施にあたり、下記のとおり略式代執行の宣言を行います。

記

○対象となる特定空家等の所在地等及び略式代執行の宣言日時

西区赤塚地内特定空家	
所在	新潟市西区赤塚 2 6 8 7 番
構造/階数	木造瓦葺き 2 階建て 約 510 m ²
抵当権等	あり
宣言日時	9 月 10 日（水） 9：30～
当日作業内容	物品の搬出等
写真	

○取材時の注意事項

- ・略式代執行の宣言は特定空家等の所在地で行います。
- ・腕章等の着用をお願いします。
- ・代執行区域内には立ち入らないでください。
- ・周辺に駐車場はありません。路上駐車はご遠慮ください。

問い合わせ先
新潟市建築部住環境政策課 渡辺、磯辺
電話：025－226－2806（直通）